

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第28号

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（昭和49年瀬戸市規則第31号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。